

令和2年度 私立学校関係政府予算に関する要望

令和元年7月22日

全 私 学 連 合

（日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会）

令和２年度私立学校関係政府予算に関する要望

目 次

【１】 令和２年度私立大学関係政府予算に関する要望	１ 頁
〔最重点要望項目〕	３
要望１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化	３
要望２．安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化	５
要望３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革 への支援の拡充	６
要望４．教育研究の高度化のための施設・設備への支援	９
要望５．地方創生のための支援の拡充	９
要望６．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援	１１
要望７．スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に 係る取り組みへの支援の充実	１３
要望８．安全・安心な教育研究環境の実現並びに熊本地震・東日本大震災からの被災地復 興、被災学生のための支援の継続・拡充等	１４
〔重点要望項目〕	１５
１．女性の活躍推進のための支援	１５
２．職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援	１６
３．地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援	１６
４．エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援	１６
※ 附属資料【データ編】	
《付記》 令和２年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望	１７
【２】 令和２年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望	１９ 頁
１．私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化	１９
２．私立高等学校等におけるＩＣＴ環境の整備に対する補助の拡充強化	２０
３．私立高等学校等施設の耐震化及び付帯設備の長寿命化等に対する補助の拡充強化	２０
４．私立高等学校等就学支援金制度の拡充強化	２０
５．私立中学校等の生徒等への就学支援金制度の拡充強化	２１
６．日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化	２１

【3】	令和2年度私立小学校関係政府予算に関する要望	22頁
1.	私立小学校の経常費助成等に対する補助の拡充強化.....	22
2.	施設設備の耐震化事業、安全対策費等に対する補助の拡充強化.....	23
3.	私立小・中学校の児童・生徒への「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」の拡充強化と恒久的な対策について.....	23
4.	教員の資質能力向上等のための補助金の拡充強化.....	24
5.	私立小学校教育のICT化支援の拡充.....	24
6.	校庭、屋上などの大型遊具の設置・建設に関する補助金制度の新設.....	24
7.	外国語教育の推進にかかわる外国人講師などの採用に対する補助の拡充.....	25
【4】	令和2年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望（概要）	26頁
【5】	日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望	27頁
【6】	一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望.....	28頁

【１】 令和２年度私立大学関係政府予算に関する要望

大学教育の機会均等と私立大学の自主・自律性に基づいた 多様な教育研究活動の保障・推進のために

【背 景】

わが国は現在、１）少子高齢化（労働生産人口の減少）を要因の一つとする経済成長の鈍化、２）グローバル化や情報化の進展に伴う国際競争力の衰退、３）Society5.0を支える人材の多様性の確保、４）格差の拡大という課題に直面している。こうした課題への取り組みに当たっては、主体的で洞察力に富んだ思考力の育成を通じた国民一人ひとりの高い教養と専門的能力の涵養と、それらを通じた労働生産性の向上による分厚い中間層の形成、すなわち一部のエリート層の教育だけではない、より多くの若者の高等教育を通じた能力の伸長が必要である。そのためには経済的格差がもたらす教育格差の拡大という負の連鎖を解消し、誰もがいつでも学ぶことができる大学教育へのアクセス環境の整備が不可欠である。その意味では、平成29年12月に閣議決定された『新しい経済政策パッケージ』に基づき、消費税による税収を充てる「高等教育段階の教育費の負担軽減策」は画期的であり、少子化と格差が広がるわが国において、人々の能力と社会の質を向上させる極めて重要な政策である。

今や学部学生の約8割の教育を担う私立大学は、多様な建学の理念のもと、多様な価値を追求する人材を社会に輩出し続けることで、量的かつ質的側面におけるわが国の持続的発展に大きな貢献を果たし続けてきた。私立大学の多様な教育研究の質の画期的充実、そしてグローバル展開・地方創生、さらには人生100年時代構想における私立大学による貢献は新時代を開拓する原動力である。

しかし、わが国の高等教育政策の現実には、公財政支出水準の低位性は明らかであるとともに、経常的経費に対する公財政支出の割合、学生に対する授業料減免措置や施設（設備）整備補助の現状をはじめとする学部学生一人当たりの公財政支出に係る約13倍に上る国私間格差に起因する教育費負担（授業料）について、設置者の違いのみに起因する国私間“格差”が存在しており、私立大学学生と国立大学学生、そして大学を設置する学校法人与国立大学法人という設置者のいずれの視点からみても不合理で不公平な状況が放置され続けている。こうした現状を打開するためには、私立大学の永続性と健全性を担保するための基盤的経費等に対する支援の抜本的拡充が不可欠であり、多様で個性ある教育研究への財政支援措置の実現には、総額の増額とともに補助割合の充実が重要である。

令和２年度政府予算編成に当たっては、高等教育費に係る家計負担依存からの脱却による大学教育へのアクセス環境の整備に向け、「多様な教育研究活動を保障・推進するための基盤を整備する私立大学等経常費補助金の拡充」並びに「補助金による学生一人ひとりの能力と経済状況に応じた適切な修学支援措置の充実」を図ることを基本的考えとして、以下の通り要望する。

なお、私立大学研究ブランディング事業をはじめとする補助事業全般にかかわって、その事業実施期間の短縮や支援額の減額は、大学の中期計画、予算や雇用政策等への影響、また教職員の改革意欲を低下させることにもなるため、厳に慎まれるべきである。

【基本的考え方】

1. 高等教育に対する公財政支出の低位性の改善

高等教育を通じた人的資本への投資がもたらす経済的・社会的効果は極めて高い。学生一人当たりの公財政支出と労働生産性には正の相関性が見られるなか、わが国の学生一人当たり公財政支出はG7諸国（データの存在しないカナダを除く）において最低水準にあり、OECD加盟国との比較においても高等教育への公財政支出の低位性は明らかである。高等教育に対する公財政支出の低位性の改善が急務である。

2. 不合理な国私間格差の是正

大学に学ぶ学生、学校法人と国立大学法人という設置者のいずれの視点からも、経常的経費に対する公財政支出の割合、学生に対する授業料減免措置や施設（設備）整備補助の現状をはじめとする学部学生一人当たりの公財政支出に起因する教育費負担（授業料）に係る国私間格差は不合理である。今後の国立大学の機能や果たすべき役割、さらには国立大学授業料の現実適合理化を勘案した、国私間格差是正を実現するための抜本的な方策の実現が急務である。

また、国公私共通の競争的資金として予算化されている「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」の事業内容は、長年の国私間格差を顧慮せずに競争を強いる仕組みとなっている。採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算とし、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換が図られるべきである。

3. 多様な人材を育成するための多様な教育研究活動の保障・推進

労働生産人口が激減するなか、未来を切り拓き Society5.0 を支えていくためには、より多くの若者の主体的で洞察力に富んだ思考力を育成することによって高い教養と専門的能力を備えた分厚い中間層を形成することが重要である。そのためにも、私立大学における教育研究の多様性と自主性は確保されなくてはならない。

4. 家計負担依存からの脱却並びに大学進学率の機会均等の実現

教育基本法第4条（教育の機会均等）に照らして、大学への進学希望者が、経済的理由をもって大学進学を断念することのないよう、高等教育費に係る家計負担依存からの脱却を図らなくてはならない。また、国民の高い教養と専門的能力の涵養を通じた労働生産性を高めていくためには、地域間の大学進学率格差を是正したうえで、大学進学率の機会均等を実現するための施策の実現が急務であり、使途が社会保障4分野に限られている消費税収入について、将来的に消費税収入の一部を教育目的のためにも支出することができるようにするなど、新たな恒久財源を創出し、重点的に高等教育へ投資することが必要である。

【最重点要望項目】

要望 1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現
- (2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充
- (3) 専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

(1) 公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現

わが国は「教育費の対GDP比率（公的負担分）」「政府支出に占める公的教育費割合（大学生）」のいずれもOECD各国の中で最低水準であることに加え、学校法人が設置する私立大学と法人化した国立大学との間には、学部学生一人当たり公財政支出について約13倍という不合理な格差が生じている。

このような現状を打開するためには、国私間の不合理な格差を是正するための高等教育費に対する公財政支出のあり方の大胆な変更や、「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」を目的とする私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の実現が図られるべきである。

現下の補助金政策は、定員充足状況を教育の質と同一視し、定員未充足を理由とする補助金減額強化の傾向にある。しかし、定員未充足の原因は、各大学が立地する地域の大学進学率や大学卒業後の就業環境等にもあり、定員充足状況が教育の質に直結するものでないことは、公設民営大学等による私立大学が公立化することによって、志願者が急増することからも明らかである。私立大学等経常費補助金の配分に際しては、定員充足状況に着目した基準に重きを置くのではなく、私立大学が立地する地域の諸環境にも配慮しつつ、ガバナンス・マネジメントや教育研究に係る改革、情報公開を進める私立大学への支援の積極的な拡充が求められる。また、近年の特別補助では、定員未充足を理由とする圧縮率により、大幅に補助額が減額されるほか、補助事業に対する支援期間の短縮等により、支援措置の対象となる大学の事業達成に向けた取り組みに多大な影響を及ぼしており、改善が必要である。

(2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げに関して、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学においてより問題は深刻であり、私立大学を対象にしたアンケートによれば、消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加することが推測される。

私立大学では経費節減に努め、消費税率の引き上げに伴う負担増を部分的に吸収してきたが、そうした取り組みには限界があり、私立大学における控除対象外消費税等に係る負担を学生納付金等の値上げによって学生に負担させることは困難である。現状においても私立大学にとって実質的な負担増加となっており、令和元年10月に予定される消費税率の引き上げ後にはさらなる控除対象外消費税等の負担が拡大することを踏まえ、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が不可欠である。また、1) 高等教育費に係る家計負担依存からの脱却は社会保障的側面を有しており、わが国の社会保障制度を、子供・若者から高

年齢まで誰もが安心できる「全世代型の社会保障」へ大きく転換していく必要があること、2) 教育の機会均等と格差の固定化の解消を目指し、令和2年4月から低所得世帯に限定して実施する高等教育段階の教育費の負担軽減策は、消費税率引き上げによる財源を活用して実施されること、などを踏まえ、消費税収入の教育目的への充当の実現を強く要望する。

(3) 専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として誕生した「専門職大学」及び「専門職短期大学」に対する財政措置は、現行の大学・短期大学を対象とする私学助成の枠内において措置されるようなことがあってはならない。現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設は、新たな高等教育機関の充実・発展、現行の私立学校振興助成法が定める同法の目的の貫徹のためにも不可欠である。

以上の「要望1」に記した内容を踏まえ、「高等教育に対する公財政支出の低位化」「家計負担依存並びに大学進学機会の不均等」「不合理な国私間格差の存在」の問題解決のため、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

【方策】学生の「教育」に係る経常的経費の国私間格差の是正

- ① 私立大学の「教育」に係る学生1人当たり費用を国立大学の国費負担額と同程度（学生数61万人強に対し約6,050億円〔運営費交付金等1兆2,100億円の2分の1〕）と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額

$$= \text{約1兆400億円（約7,100億円増）} [6,050 \text{ 億円} \div 61 \text{ 万人} \times 210 \text{ 万人} \div 2]$$

- ② 私立大学の経常的経費（約3兆2,000億円）のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額 = 約9,600億円（約6,300億円増）

- ③ 国立大学と私立大学の「教育」に係る経費への公財政支出（約9,350億円〔6,050億円＋3,300億円〕）の範囲で、国立と私立を学生数の比率（2：7）に応じて、同じ水準の負担額（私立は2分の1を国費負担）とする。

国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への約2,650億円の移行

$$\text{○国立への国費負担（必要分）} \quad 9,350 \div (2 + 7 \div 2) \times 2 = 3,400 \text{ 億円}$$

$$\text{○私立への国費負担（必要額）} \quad 9,350 \div (2 + 7 \div 2) \times 7 \div 2 = 5,950 \text{ 億円}$$

$$\text{○私立への国費負担（増額分）} \quad 5,950 \text{ 億円} - 3,300 \text{ 億円} = 2,650 \text{ 億円}$$

※5,950億円＝私立大学等の経常的経費の約19%

この新たな公財政支出の考え方による方策は、大学進学の機会均等として「一億総活躍社会の実現」や「人材への投資による生産性の向上」の礎となる。格差固定化の解消、安心な子育て環境の醸成を通じた少子化対策においても有効な手立てとなると考えられる。

また、将来的には、高等教育の国私間格差の是正と家計負担からの脱却による教育の機会均等に向け、私学助成の大幅な拡充とともに、現行の授業料を参考にした設置形態ごとの標準授業料や全大学共通の標準授業料を設定し、全学生を対象に、入学・在学時の授業料負担を軽減させ、卒業後に個人的便益の一部を所得に応じて

拠出する『高等教育機会均等拠出金制度（仮称）』による学生修学支援の新たなスキームを創設すべきである。

要望 2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化

<要望事項>

- （１）国私の設置形態に依拠しない学生修学支援（授業料減免制度）の拡充・強化
- （２）日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

（１）国私の設置形態に依拠しない学生修学支援（授業料減免制度）の拡充・強化

私立大学は、経常的経費に対する補助率が低下の一途を辿るなか、教育研究を充実させるための経費を増加させつつも、授業料の上昇の抑制に努めてきた。また、授業料に関する国私間格差是正を主目的として、寄附金等を原資とする大学独自の奨学金や授業料減免の制度を設けるなど、不断の努力を重ねてきている。

しかしその一方で、日本学生支援機構による「学生生活調査結果」によれば、私立大学学生に比して約13倍の公財政支出を受ける国立大学学生の家庭の年間平均収入額が、私立大学学生のそれを上回っている。さらに、授業料減免等をはじめとする学生の修学上の経済的負担軽減に係る国による支援の現状は、国私間において顕著な格差があり、同調査結果によると、奨学金を必要としない学生の割合、授業料減免を全額受けた学生の割合、授業料減免を半額以上受けた学生の割合、授業料減免制度のある大学の学生の割合のいずれにおいても、不合理な国私間格差が存在している。教育の経済的・社会的効果は、私立と国立という設置形態による違いではなく、公共に対する還元及び本人の得る利益にも差がないとすれば、学生に対する経済的修学支援において、当該学生が学ぶ設置形態の違いによる現状のような格差があってはならない。意欲と能力のある学生が経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備するためには、大学による自助努力とともに国によるさらなる支援が不可欠である。その意味において、今般導入される高等教育段階の教育費の負担軽減策の意義は大きい。一方、その支援とともに、同制度の対象とならない中間層の学部学生や大学院学生、卓越した学生に関しては、現在、支援対象となっている学生への支援に係る混乱を回避するためにも、私立大学等経常費補助金において継続・拡充し、支援していく必要がある。

現状の授業料減免措置は、「私学助成」という枠組みの中で措置されている限り2分の1補助という制約があるため支援に限界があり、国立との格差は広がるばかりである。国公私設置形態による差が生ずることがないよう、学生個人の能力と経済状況に基づくよりきめ細かな修学上の経済支援とすべきである。

（２）日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

日本学生支援機構による奨学金事業は、日本国憲法並びに教育基本法に定められた「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないように学生を支援するための重要な事業であり、上記の例示による取組方策とともに、引き続き施策の拡充・強化、特に給付型奨学金のさらなる充実を求める。

要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充

<要望事項>

- (1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援
- (2) Society5.0等の社会変革への対応、リカレント教育、グローバル化、教員養成等に係る支援の拡充
- (3) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援の充実
- (4) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援
- (5) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援
- (6) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援
- (7) 「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し

(1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

多様な教育研究を支える高度専門職（アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター〔URA〕、インスティテューショナル・リサーチャー〔IRer〕、産学官コーディネーターや地方創生オルガナイザー等）においては「1週間の割当授業時間数6時間」という基準を満たさない専任教員を採用した場合であっても「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」の対象とすることを要望する。

また、公財政支出の国私間格差は、学生数に比しての教育研究活動を担う教員数、さらには教育研究活動を支える職員数に大きく影響を及ぼしている。とりわけ高等教育段階における新たな負担軽減制度の創設、奨学金政策の動向や私立大学等経常費補助金による授業料減免制度の行方により、学生に対する支援策が複雑化し、様々な混乱が生じることが予測される。学生が安心して修学に勤しむことのできる環境づくりのためには教員はもちろん、職員の活躍が不可欠である。私立大学等経常費補助金の算定要因となる教職員数にかかわらず、教員一人当たり学生数の改善とともに、職員一人当たり学生数の改善に対する国の財政支援の拡充を要望する。

(2) Society5.0等の社会変革への対応、リカレント教育、グローバル化、教員養成等に係る支援の拡充

① Society5.0等の社会変革を支える人材育成への支援の拡充

「第5期科学技術基本計画」を踏まえ、未来の大きな社会変革や生産性革命に対応し、超スマート社会（Society5.0）を実現するため、新たな価値創出の「鍵」となる、革新的な人工知能、ビッグデータ整備・触研技術の開発、さらにはその基盤となる人材育成に係る取り組みへの支援のさらなる拡充が必要である。また、2020年にはIT人材が約37万人不足すると予想されており、特に不足が深刻化しているセキュリティ、データサイエンス分野の人材育成は喫緊の課題である。

② 産学が連携したリカレント教育、生涯学習推進のための支援の拡充

人生100年時代において、国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことが可能で、再チャレンジの機会を提供する「学びの社会」を形成し、わが国の政治、経済、文化等のあらゆる分野において

最新の情報や高度な知識・技能を活用したイノベーションの創出により経済社会の基盤を構築していく必要がある。「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても、大学等のリカレント教育の拡大が目指されている。全国の私立大学においてもリカレント教育、生涯学習などをはじめ産業界や地域と連携した実践的な教育のさらなる展開が期待されている。この重要な役割を担うため、AI、数理・データサイエンス、経営管理、農業技術、看護、保育をはじめとする高度専門人材育成のためのプログラム開発、技術者のリカレント教育、在職者向け教育訓練の拡充、実務家教員養成のための研修、生産性向上のためのコンサルタント人材の養成や長期の教育訓練休暇におけるリカレント教育など、多様なリカレント教育の実践に係る取り組みに対する支援の拡充を要望する。また、プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を企図した職業実践力育成プログラムのさらなる充実とともに、学生の多様なニーズへのより柔軟な対応が求められることから、同プログラムに係る認定要件については、その緩和を図るなど、適宜見直しがなされることを求めたい。

③ グローバル化推進のための支援の拡充

私立大学はこれまでも世界に開かれた大学を目指し、教育研究のグローバル化に向けた取り組みを先導・推進してきた。若者がさらに広く世界に目を向け留学の気運を醸成し、世界に伍して競う大学の教育環境を整備するため、人類社会を牽引するような人材の育成、地理的条件を問わないオンラインによる海外大学との国際的な双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同学習プログラムや国際的な共同学位プログラムへの支援等のグローバル化を推進する組織体制や教育環境の整備、海外、特に短期交流を含めた大学間交流の促進、日本人学生の海外留学支援、学生募集から就職支援までの外国人留学生等に対する私立大学の取り組みへの支援の拡充を要望する。

また、優れた外国人留学生を受け入れる制度である国費外国人留学生制度のうち、大学推薦においては、各大学が学費を負担するものとされている一方、大学収入の一部となる私立大学等経常費補助金における「留学生に対する授業料減免」の補助要件である選考方法・選考基準に「経済的に修学が困難であること」が付加されており、私立大学における優れた国費留学生の受け入れを困難にしている実態があることから、私立大学等経常費補助金の補助要件からの経済的な条件の撤廃を要望する。さらに、平成22年に廃止された政府開発援助（ODA）外国人留学生修学援助費補助金の復活を要望する。

④ 教員の養成、資質向上のための支援の拡充

私立大学は、教職課程のあり方について、地方公共団体や学校等と連携・協働しながら「教職実践演習」をはじめとする理論と実践を架橋するカリキュラムを編成するなど、授業方法等の開発と工夫に努めている。しかし、この取り組みは、人的にも物理的にも大学の負担が多いため、国の支援が急務である。建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

（3）教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援の充実

大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、私立大学におけるIR機能の推進、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、学修成果の把握・評価による教育内容・方法の改善、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数授業や双方向授業を実施する学習施設や図書館の機能強

化、ICT環境整備等、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

とりわけ、学生の知識・技能だけでなく、三つのポリシーの実践を通じた主体性・協働性を含めた3要素を入口から出口までバランスよく測定することによる教育の質向上、さらには学修経過の可視化を通じた学生自身による学修意欲向上のための学生ポートフォリオの構築と充実に向けた支援が不可欠である。

また、学校等の非営利の教育機関における授業の過程で行う公衆送信（インターネット送信等）を可能にする補償金制度にかかわって、補償金の負担者として大学、学生及び政府の三者が想定されることから、ICT活用教育の推進を通じた教育環境整備の一環として、私立大学等経常費補助金を通じた政府による支援がなされるべきである。

（４）新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験、さらにはボランティアやクラブ・サークル活動などの取り組みは、学生の学びへの動機づけを強めるとともに、キャリア教育の側面でも高い教育効果を生み、地方創生にも貢献している。こうした高い教育効果を有する新たな活動は授業時間外でも積極的に展開されていることから、新たな教育方法に係る知識を有し、大学や企業、地方公共団体等との調整を行う専門人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。

（５）入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援を要望する。

（６）障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

政府の一億総活躍プランにも「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者等の活躍支援」が掲げられており、さらに「未来投資戦略2018」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」においても、障害のある学生の学修活動の充実や就労支援の充実が求められている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、「共助・共生社会づくり」が謳われており、私立大学においても、障害のある学生の修学機会を保障するため、学生それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな修学支援を実施することが不可欠であり、そのための国の支援の一層の充実を要望する。

（７）「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し

国公立共通の競争的資金として予算化されている「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（2019（令和元）年度予算総額 220 億円）」の事業内容は、先進的研究や高度医療等が中心である。長年の国私間格差を顧慮せずに競争を強いる仕組みとなっており、国立大学のための予算と言っても過言ではない。

同事業に係る採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算となるとともに、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換の実現を要望する。

また、設置認可申請基準や私立大学等経常費補助金の減額対象基準であり、当該予算の申請資格要件の基準となっている「学部ごと入学定員超過率」は、私立大学に与える影響がとりわけ大きい。事業目的とは異なる要件であり、また、国私間の公平な競争的資金とは言えないため、申請要件から外すべきである。

要望 4. 教育研究の高度化のための施設・設備への支援

<要望事項>

(1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援の拡充

(1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援の拡充

大学の施設・設備は公共財としての性格を有するとともに、教育研究活動の発展の基盤であることから、たえず整備・充実とさらなる高度化が求められる。Society5.0 に向け、私立大学の多様で特色ある教育研究の一層の高度化、研究基盤の強化並びに国際競争力強化のための施設・設備関連補助事業の推進は不可欠であり、私立大学の装置・設備の整備にかかる支援の拡充が必要である。

私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）において、補助率の充実（2分の1から3分の2に改定）を要望する。また、教育研究拠点の裾野を広げる観点から、大学に配分される国の公営型資金と連動した採択方式とするなど、弾力的な執行を可能とする措置を講じることを要望する。

なお、施設・設備関連事業については、私立大学をはじめとする教育機関は、学生や生徒の安全・安心を保障するため、他の機関より高水準の耐震化 I_s 値（0.7 以上）が設定されている。これに加え、令和元年度予算では、「2019 年 4 月 1 日時点で耐震化率 100%」等の補助対象の要件が示された。

私立大学は、国立大学と違い 2 分の 1 補助という制約があるうえに、私立大学の施設・設備の中には、文化財建造物としての指定を受けた建物等が存在する。それらの耐震化を進めるに当たっては、通常の建物より高度な技術が必要となり、高額な費用と時間を要する。Society5.0 時代への対応が大学に強く求められる中において、耐震化率 100% という施設・設備の補助要件は見直すべきである。

要望 5. 地方創生のための支援の拡充

<要望事項>

(1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援の拡充

(2) 地方大学・地域産業創生事業及び地方創生推進交付金による積極的な支援、特別交付税措置による支援の充実

(1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援の拡充

① 地方の活性化に貢献する人材の育成、地方創生に携わる専門人材の確保への支援

私立大学の約6割は大都市圏以外に設置しており、地方に設置する私立大学は、地方に貢献する人材育成や地域社会のニーズに対応した教育プログラムの実施をはじめ、人材育成、生涯学習やイノベーション創出の拠点として、これまでも地方との連携を展開してきている。

今後も私立大学が地方企業、地方公共団体や他の国公立大学等との多主体間の連携基盤を強化する取り組みを通じて、UIJターンによる就業者の創出や起業を促進するための取り組みへの支援、産業発展や新産業創出につながるシーズの発見、発掘やそれらを企業のニーズと結びつけるマッチング・コーディネータ、産学連携による課題解決型教育を行う実務家教員や観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材の育成が必要であり、その中心的役割を担う私立大学に、社会や地域の貢献度（社会貢献係数）を考慮した支援をすることが不可欠である。

② 地方の知の拠点形成のための環境整備や地方企業の振興

私立大学を地方社会変革の核として位置づけ、これまでに蓄積した知的資産を活用するための地（知）の拠点大学による地方創生推進事業等の地域の発展に貢献する大学への支援事業については、私立大学を中心に据えたうえで継続的に支援するとともに、私立大学等経常費補助金の私立大学等改革総合支援事業において、平成29年度より新たなタイプとして新設されたプラットフォーム形成支援のさらなる充実が必要である。

③ 大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

大都市圏に設置する私立大学においても地方創生に係る役割は大きく、地方の人口減少の抑制に向けた卒業生の地元への就職支援をはじめ、地方に設置する教育・研究施設等を通じた地域産業振興への貢献、イノベーション技術革新の推進、地域医療等、地域固有の人材ニーズへの迅速な対応などに多大な貢献をしてきている。今後も学生が直接地方に触れ、地方について考える場の創出や魅力ある地方大学の振興、地方大学の学生の学習や就職活動に対する支援策、大都市圏で学んだ学生が地方に定着し、地方活性化のために活動する人的好循環を生む仕組みづくりが必要不可欠である。さらには現場での課題解決型学習の機会のさらなる拡充を目指した地方での安心な学び、大都市圏と地方の学生が交流するための宿泊機能を伴う教育施設の整備等、学修環境の充実も必要である。

(2) 地方大学・地域産業創生事業及び地方創生推進交付金による積極的な支援、特別交付税措置による支援の充実

地方創生を実現するためには、地方の私立大学を地域の将来ビジョンにおける地方戦略の中核として位置づけ、地方の私立大学の知の拠点としての機能を強化することが重要となる。また、都市圏の大学による地方創生を担う人材養成機能の強化により、大都市と地方の人材の循環を推進することが必要である。

女性の活躍も含めたリカレント教育、全国の若者や海外からの留学生を惹きつけるような魅力ある取り組み、遊休施設等を活用した交流の場の創設等、地域のニーズを踏まえ私立大学が地域の知の基盤として、所在する地域の地方公共団体等との連携による地方創生に資する多様な取り組みについてのさらなる支援が必要である。

国は新たに措置された地方大学・地域産業創生事業や地方創生推進交付金等の地方活性化に関する予算

について、県境を越えた地域連携の取り組みに対する支援の創設、地方創生に小規模であっても有効な取り組みへの支援が可能となるような申請要件や情報提供の改善等、対象となる取り組みや予算の柔軟性の確保を図るなど、より一層私立大学が活用できるよう支援すべきである。また、地域における課題への取り組みや都市圏と地方の人的交流を図る取り組みに寄与する私立大学が行う諸活動に対し、地方公共団体が財政支援を行う場合の特別交付税措置による支援の拡充を要望する。とりわけ、都市圏と地方との人的好循環を生む長期間の滞在型プログラムにおける学生の訪問先への旅費交通費に対する支援、現地内の移動手段の確保等、学生の費用負担を軽減するための支援については、学生の主体的な学びや学びの社会実装体験の充実の観点から、その拡充がなされるべきである。

また、COC+事業については、地域の大学が当該地域の知的インフラとしての機能を担ううえで重要な役割を果たしているが、同事業においては、ほとんどの私立大学が参加できていないという実態を踏まえ、地方に数多く設置する私立大学の多様な教育研究リソースを活用した知の拠点によって、地方創生を実現できるよう事業を見直したうえで継続すべきである。

要望 6. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援

＜要望事項＞

- (1) 世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援
- (2) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化
- (3) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
- (4) 人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充
- (5) 特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充
- (6) 若手研究者育成のための支援
- (7) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
- (8) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資の拡充

「統合イノベーション戦略」において、「知の創造」に向けた大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出と戦略的な研究開発の推進、「知の社会実装」に向けた世界水準の創業環境の実現等を図っていくこととされている。それらの取り組みを推進し、基盤的な力の強化を実現し、諸科学の調和ある発展を成し遂げていくためには、私立大学の様々な分野における特色に溢れた多様な教育研究を源泉とすることが不可欠である。科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に取り組むための支援の拡充を図るとともに、私立大学の地域貢献、国際化、教育研究の高度化を目的とした大学改革を加速する競争的資金の拡充・創設を要望する。

(1) 世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援

イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要である。イノベーション人材育成の中核的な役割を果たす大学院段階、特に社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に目的を特化した専門職大学院において、分野や事業規模の大小を問わず、最新の情報や高度な知識・技能を活用し世界で活躍す

る人材育成に向けた質の高い教育研究活動を行う私立大学への重点的な支援が必要である。また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院」の形成を目指す私立大学への支援が必要である。

（２）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業は、既存の分野の枠を超えた異分野融合や新分野の研究の芽を育み、研究者の自由な発想に基づいた基礎から応用までのあらゆる分野を対象とする唯一の制度であり、そのさらなる拡充と新規採択率の目標（30％）の達成を目指す必要がある。その際、科研費改革の重要な視点である「科研費若手支援プラン」の実行や、新興・融合領域の開拓強化に向けた挑戦的な研究への支援の充実等を着実に進める必要がある。また、科研費の基金化は、複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置

研究成果の持続的創出に向けて、分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について、間接経費を適切に措置（最低30％）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とするなど競争的研究費改革を進める必要がある。

（４）人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究プロジェクト等の諸施策に対する支援の拡充を図る必要がある。

（５）特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充

私立大学の多様な建学の理念に基づき設置された研究ポテンシャルの高い研究所について、学外の研究者による共同利用・共同研究を通じて、異分野融合による新たな学問領域の創出を図ることが不可欠である。わが国の研究力をより一層向上させる観点から、私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、拠点のネットワーク化や設備の充実、人材育成等に資するよう一層の拡充が必要である。

（６）若手研究者育成のための支援

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保など、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備の促進が必要である。このため、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できる

支援が不可欠なことから、「特別研究員事業」「海外特別研究員事業」、テニュアトラック制や優秀な若手研究者が独立した環境で挑戦できる機会（卓越研究員事業）の普及・定着を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。さらに、産業界へのキャリアパスを拡大・促進するための制度（年俸制やクロスアポイントメント制度）の導入により、新たな価値を生み出して課題解決できる研究者を産学が協働して育成する取り組みへの支援が必要である。

（７）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究現場において、研究活動の活性化や大学の研究マネジメントの強化のため研究者とともに競争的資金の申請、採択後の進行管理、知的財産の管理・活用等の研究マネジメントを総合的に行う専門人材が強く求められている。こうした専門人材を活用し、大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、教育研究活動を支える中核的人材であるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証の構築に向けた調査研究の推進など支援の拡充を図る必要がある。

（８）イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資の拡充

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

要望 7. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の充実

<要望事項>

（１）スポーツの振興に資する取り組みへの支援の充実

① スポーツボランティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成に係る取り組みへの支援の拡充

② わが国のトップアスリートの養成に係る取り組みへの支援の拡充

③ 大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充

（２）文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充

① 文化芸術立国を担う人材育成に係る取り組みへの支援の拡充

② 文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充

（１）スポーツの振興に資する取り組みへの支援の充実

大学におけるスポーツの振興は、大学のスポーツ施設の地域住民への開放や総合型地域スポーツクラブの運営を通じて、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充し、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会支援のためのボランティア活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な

取り組み（①スポーツボランティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成、②わが国のトップアスリートの養成、③大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等）の支援を要望する。

（２）文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充

わが国のグローバル化を推進していくためには、私立大学が構築してきた多様で重層的な文化的資産を活用し、わが国の歴史や伝統に基づいた文化を継承する人材の育成が重要である。私立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望 8. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに熊本地震・東日本大震災からの被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等

＜要望事項＞

- （１）安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援の強化・拡充（耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）
- （２）私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充及び給付型奨学金制度の創設
- （３）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援の拡充
- （４）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

（１）安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援の強化・拡充（耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

私立大学の施設は、学生の学修や教育研究活動を営む場である。また、非常災害時には、被災地域の避難住民の受け入れや復興に向けたボランティアセンター等として、防災・減災や復旧・復興を支えている。私立大学が地域の防災・減災や復旧・復興の拠点としての機能を強化するための取り組みに対する継続的な支援を要望する。

文部科学省の「私立学校施設の耐震改修状況調査結果（平成 30 年 4 月 1 日現在）」等によると、耐震化率については国立大学の 98.7%に対し、私立大学は 91.6%と、約 7%の格差が存在している。学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。共にわが国の将来を担う重要な人材であり、私立大学の施設は公共財である。2019（令和元）年度政府予算において、時限措置のさらなる延長（令和 2 年度まで）が認められたものの、耐震化が完了するまでの間の支援の継続、拡充を要望する。

（２）私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充

災害復旧事業において激甚災害（本激）指定の場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（第 17 条）に基づき、私立学校施設についても復旧費の 2 分の 1 の国庫補助を受けられることとなっており、平成 29 年度からは局地激甚災害の指定区域にある私立学校施設についても復旧費の 5 分の 2 の国庫補助を受けられることとなっている。他方、国立学校施設は全額が補助されることとなっており、国私間において格差がある。本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立大学の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料等減免措置の継続・拡充を要望する。

（３）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援の拡充

熊本地震・東日本大震災では、被災地域の私立大学が震災直後の避難住民の受け入れを図るとともに、震災後は復興に向けたボランティアセンター等として、地域における重要な拠点の役割を担い、防災や復旧・復興を支えてきた。私立大学等の高等教育機関は、災害時には地域コミュニティの防災拠点としての役割も担うことから、教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を強化するための取り組みに対する支援を図る必要がある。

これまで実施されてきている地域復興センターや地域コンソーシアムによる被災地域の大学の知的資源を活用した取り組み（コミュニティ再生、産業再生、復興の担い手育成、医療再生、ボランティア活動など）に対する支援について、産官学連携機能を一層強化できるような継続的な支援が必要である。

（４）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県を中心に多くの住民が住み慣れた場所を離れ、今なお困難で厳しい避難生活を続けている。そのような状況下において、地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対し特段の支援措置を講じる必要がある。また、原子力災害の一刻も早い収束に向け、国公立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

【重点要望項目】

１．女性の活躍推進のための支援

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するとともに、私立大学の教育研究活動を活性化するためには、多様な視点や発想を取り入れることが可能であり最大の潜在力である女性の活躍を推進することが重要である。

(1) 科学技術イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援の拡充

科学技術イノベーションを推進するため、理工系をはじめとする科学技術・学術分野に進学する女性への奨学金や授業料免除などによる経済的支援をはじめ、理工系に学ぶ女性を一貫して支援するための体制づくりのための支援が必要である。

(2) 子育てと学業や研究の両立のための支援の拡充

女子学生や女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備のため、研究と出産・子育て等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援の充実、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援のための研究奨励金等の給付拡大を要望する。

2. 職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援

大学教育における実践的な教育の推進に加え、社会人（現役のIT技術者等）を対象としたリカレント教育などに対する重点的な支援を図ることが重要であり、学び直しに係る経済的負担を軽減し教育訓練給付の対象の拡大や柔軟化を図る必要がある。

なお、日本の未来を牽引する若者を大学と産業界が「共に育てる」という観点から、キャリア教育の一環として行われるインターンシップに関連して、学生の職業観の醸成や新たな学習意欲の喚起等といった本来の目的を損ないつつも、いわゆる「ワンデイ・インターンシップ」等短期間のプログラムの中に存在することが懸念される就業体験を伴わないプログラムの課題対策を含め、適切なインターンシップの推進に向けて産官学における一層の取り組みが必要である。

3. 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援

わが国の少子・高齢化問題は今後ますます深刻化し、介護問題やがん医療、地域医療の充実・高度化は社会ニーズとともに喫緊の課題である。質の高い医療人育成の推進を図るため、特色あるプログラムへの支援を拡充する必要がある。

4. エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援

わが国全体のエネルギーの長期的な安定確保と気候変動問題への対応は、わが国のみならず世界にとっての喫緊の課題である。安定的なエネルギー供給と低炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギー普及の大幅な拡大に向けた技術革新のための研究開発等の取り組みを促進する必要がある。

このため、再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、再生可能エネルギーをはじめ温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対して、財政支援の拡大を図る必要がある。

《付記》 令和２年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望

現在、高専に対しては、Society5.0に求められる人材育成として、AI・数理・データサイエンス教育やロボット利活用の教育プログラムの導入、国際化の推進等、政府・産業界からの期待や東南アジアを中心に諸外国からも関心が高まっています。

その高専は国公立合わせて57校（国立51校、公立3校、私立3校）ですが、私立高専は全高専の僅か5%であり、私立が70%を占める大学とは大きく異なります。私立がこれ程少ない要因には、私立高専固有の財政上の問題があるからです。

私立高専は、原則学納金収入で経営を行っており、国からは私立大学等経常費補助金が交付されていますが、高等教育機関であるために、地方自治体からの財政支援は充分ではなく、国・公立高専との格差に加え、学齢が同じ私立高校との間にも格差が生じています。

後期中等教育（高校）に相当する高専1～3年次の授業料については、私立高校と同様に家庭の所得に応じた負担軽減策を国が実施しています。また、地方自治体によっては、国の支援に上乗せして授業料の負担軽減策を実施しているところもありますが、それは主に大都市に限られており、学生の居住地と学校所在地とが異なる場合には自治体から支援が受けられない等、全員に恩恵があるわけではありません。学生確保のためには、地方の私立高専の授業料は地域の私立高校並みに減額も行わざるを得ません。

高専制度は実験・実習を豊富に取り入れた実践的教育を特色としているため、文系よりも施設設備費が必要です。なおかつ、1クラス40名程度の少人数クラス編成を設置基準で義務づけられているため、学生定員を満たしているにもかかわらず、厳しい経営を強いられています。このような状況において、私立高専は建学の精神に基づいた独自で特色ある工学教育に取り組んでいます。

幅広い個性を有する学生を育て、多くの卒業生を地域に送り出す等、地方創生にも大きく貢献している私立高専は、ものづくり立国日本を支える多様な高等教育機関として、国からの手厚い財政支援が重要なことと考えます。

〔要望事項〕

1. 私立高専に対する国の支援の充実・強化

平成30年度の私立高専に対する国の支援は学生一人当たり20万円で、後期中等教育に相当する1～3年次を含め、私立高校の生徒一人当たり約33万円（国庫補助金5.5万円＋地方交付税27.6万円）と比べても、格差は13万円にもなっています。

また、高専4・5年次の学生が対象の無償化についても、私学の持つ特性をご勘案いただき、高専1～3年次の学生に対する支援の格差是正と同様に、国の支援の充実をお願い致します。

2. 私立高等学校（高専1～3年次含む）の授業料の実質無償化政策の確実な実現および就学支援金額のさらなる拡大

骨太の方針に盛り込まれた「私立高等学校の授業料の実質無償化」政策について、年収590

万円未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げるよう検討されており、その支援上限額は、私立高校の平均授業料（平成30年度は約40万円）を勘案した水準が予定されています。

この授業料負担軽減については、自治体間格差を解消し、私立高専への進学機会の確保のためにも、ぜひとも授業料の実質無償化政策の確実な実現をお願いします。

また、先述の通り、特に地方の私立高専の授業料は、入学対象が15歳のため地域の私立高校の授業料まで下げざるを得ない状況もあるので、就学支援金の支給上限額のさらなる拡大もお願いします。

【2】 令和2年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望

現在、我が国では、少子高齢化が進行し人口が急速に減少する中で、Society 5.0 時代の到来を見据え、新しい時代に向けた人材育成が求められています。今後とも、我が国が持続可能な社会を維持していくためには、次代を担う子供たちの教育の充実がますます重要となっており、教育への公財政支出の拡充は、我が国の将来を左右すると言っても過言ではありません。

この程まとめられた「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太の方針）にも、少子高齢化に対応した「人づくり革命」の一環として、学校種ごとの「教育の無償化」の実現が掲げられています。

このような状況の中、私立学校の立場から申し上げれば、予測不能な社会に対応出来る優れた人材を育成するには、経営基盤の安定のため私学助成の拡充が必要不可欠であり、これと共に個人への授業料等支援の拡充が図られるべきであります。

私立学校は、先駆的な教育の実践や新しい時代に相応しい教育の展開等を通じて、我が国の公教育の発展に大きく寄与しています。今後、国が推進する「新たな教育」に的確に対応し、同時に私立学校としての特色を十分に発揮して行くには、学校経営の基盤となる経常費助成の拡充とともに、新たな教育の鍵となるICT環境の拡充整備が喫緊の課題となっています。

つきましては、全国の私立高等学校等が、公教育学校として必要とされる教育環境を整備し、私立学校振興助成法の精神に基づき健全な運営が継続できますよう、令和2年度政府予算概算要求の編成に当たっては、以下の各事項について格別のご高配をお願い申し上げます。

【要望事項】

1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

【令和元年度予算額：1,031億円】

私立学校振興助成法第9条に基づく私立高等学校等の経常費助成費等に対する国庫補助は、各都道府県の私学助成予算の核となり、我が国の私立高等学校等の教育内容全般の充実改善に資する包括的かつ根幹的な補助となっています。

私立学校は、これまで保護者の教育費負担増を避けるべく授業料等の改定は極力行なわず様々な自助努力を続けてきました。その上更に、現在、政府が推進する「新たな教育」への環境を整備するには、経常費助成と学納金によって支えられている私立学校経営にとっては限界とも言える状況にあります。

私立学校が、今後とも我が国の学校教育の先駆的实践と健全な発展に寄与し、将来を担う優れた人材を育成するためには、財政基盤の安定が不可欠であります。

そのために、先ず、私立高等学校等の教育全般の充実発展に資する私立高等学校等経常費助成費等補助の大幅な拡充強化を強く要望いたします。

併せて、消費増税による経費増相当分について、前回の増税時に準じ所要の補助を実施するなど、保護者並びに私立学校の負担増となることのないよう、適切な措置を要望いたします。

2. 私立高等学校等におけるＩＣＴ環境の整備に対する補助の拡充強化

【令和元年度予算額：２３億６，０００万円】

現在、新学習指導要領の全面実施に対応して、公教育の新たな基盤を構築するため、教育の情報化が進められていますが、これには設備の拡充だけでなく、設備のオペレーション能力や指導能力の向上も含めたＩＣＴの環境整備の総合的対策が求められています。私立高等学校等では、特に、大学入試における英語４技能評価、共通テストのＣＢＴ化、調査書の電子化、デジタル教材等の導入に際して必須条件となる生徒用ノート型ＰＣ及び無線ＬＡＮの整備や超高速インターネットの整備が立ち遅れているのが実情です。また、教務の効率化のための教員へのＰＣ配備、ＩＣＴ指導力支援や保守管理のための外部人材の導入等を含め、教職員の増員や研修の充実も喫緊の課題となっています。

このような現状を踏まえ、全国の各私立高等学校等がＩＣＴ環境を総合的に整備・促進するには、現在の補助額では十分対応できず、各校とも学納金の増額による以外に方策が無いのが実情です。

つきましては、同補助の大幅な拡充強化とともに、補助対象にＩＣＴ教育機器のリース料を含め、より低額で効率的な整備の促進が図られるよう、買い取りのみを対象とした同補助の現行規定の見直しを検討いただきますようお願いいたします。

また、これからの公教育にとって基本的な基盤となるＩＣＴ環境の整備に係る経費については、その全額を公私の別なく国で負担する等の新たな仕組みの検討をお願いいたします。

3. 私立高等学校等施設の耐震化及び付帯設備の長寿命化等に対する補助の拡充強化

【令和元年度予算額：３７億４，３００万円】

学校施設の耐震化は、我が国の将来を担う子供たちの生命を守り、安全を確保するために、早期に完了させなければなりません。また、学校施設は災害時には、現実問題として指定の如何を問わず、地域の避難所としての機能を果たしていることから、早急に措置を講じる必要があります。

しかしながら、措置全額を公費で賄われる国公立学校に対し、多額の自己負担を強いられることから財政基盤の脆弱な私立学校の耐震化は立ち遅れており、平成３０年４月１日現在で公立学校施設の耐震化率がほぼ１００％に対して、私立高校は８８．８％に止まっており、その隔たりは依然として大きなものがあります。

つきましては、補助率を公立学校と同水準にするとともに、同補助の大幅な増額など補助内容の拡充強化を強く要望いたします。

併せて、耐震化後の施設の付帯設備の更新や長寿命化のために行う冷房のフロンガス対策、LED照明等の省エネルギー対策等への支援措置の拡充をお願いいたします。

4. 私立高等学校等就学支援金制度の拡充強化

政府が掲げる少子高齢化に対応した「人づくり革命」を着実に推進するには、幼児・高等教育無償化とともに、「私立高等学校の授業料の実質無償化」の実現が必要不可欠となっています。

す。

つきましては、「骨太の方針」に盛り込まれた「私立高等学校の授業料の実質無償化」の実現に向け、年収５９０万円未満世帯に対し私立高等学校の年間平均授業料約４０万円までの支援額の引き上げとともに、就学支援金基本額の１１８,８００円の引き上げを強く要望いたします。

併せて、大学、専門学校等が令和２年度から「高等教育の無償化」の対象となる一方で、高等学校専攻科については、現行の「高等学校等就学支援金制度」では「高校卒業者」として支給対象外とされ、専攻科に学ぶ生徒だけが支援を受けられない現況を速やかに是正し、高等学校等就学支援金の対象となるよう、制度の見直しを強く要望いたします。

５．私立中学校等の生徒等への就学支援金制度の拡充強化

【令和元年度予算額：９億９,５００万円】

標記の支援金制度は、平成２９年度より５年間の実証事業として、私立中学校等に通う年収４００万円未満世帯の生徒等に対し年額１０万円の授業料減免支援が実施されています。この制度は、経済的支援を必要としている私立中学校等の生徒等にとって、十分な支援とは言えない状況にあり、実証期間であるとはいえ、支援額の増額が強く望まれています。

つきましては、他の学校種における「教育の無償化」に向けた支援の拡充を踏まえ、実証期間の実証例として、支援上限額の増額とともに、年収水準の引き上げや本制度の恒久化の検討を強く要望いたします。

６．日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化

【令和元年度予算額：２,００２万円】

日本私学教育研究所は、私立高等学校等の教育の研究事業とともに、教職員の資質向上のための初任者研修をはじめ、中堅教員研修や英語指導力向上研修など様々な研修事業を実施しています。今後の教育のグローバル化や情報化が進む中であっては、特に、新学習指導要領に対応した英語の４技能指導力、ＩＣＴの活用指導力、理数教育力の向上、ＳＴＥＡＭ教育の導入等に関する研修の一層の充実が求められます。

つきましては、私立高等学校等の教育の質の向上に資するため、同研究所において総合的に実施している研究・研修事業に対する同補助の大幅な拡充強化を強く要望いたします。

【3】 令和2年度私立小学校関係政府予算に関する要望

日本私立小学校連合会が誕生して、既に78年になります。第二次世界大戦開始直前に「国民学校令」が発令され、全ての私立小学校が一瞬にして廃校となる非常事態になりました。個々の私立小学校では決して解決できない絶体絶命の土壇場で、この事態を乗り越えるために、わずかな数の私立小学校が結束団結して我々の日本私立小学校連合会を発足させました。

私立小学校は、それぞれの創立者が自身の理想達成のための一手段として設立してきたので、それまでは相互に力を合わせる必然性はありませんでした。しかし、時代の流れの中で、力を合わせて対応することが必要になったのです。

今は、会の創立当初とは時代は大きく変わりました。そして、教育界においては、当時とは異なる難題がたくさん生まれてきています。いつ何が起きるかわからない世界情勢や、大きな自然災害への対応方法、子供たちが遭遇する事故や事件などの回避方法、多様性のある教育実践への取り組み、心のホームレスとでも言えるような家庭生活をしている児童や、アレルギーをもつ児童の増加など、かつてはなかったような問題が山積しています。

私立小学校数は、全国の小学校数に対して1.1%にしかありません。もちろん、日本私立小学校連合会も非常に小さな組織です。しかし、小さいからこそできる大きな仕事はたくさんあります。それぞれの学校が異なる創立の精神をもって特色ある実践方法を行っていることからこそ、現代的でかつ複雑な問題を抱えた教育界において、全国の私立小学校が力を合わせることで、多様性のある教育の実践や、問題解決の糸口を探し出すことができるのです。

日本私立小学校連合会に加盟する193校は、学校同士のつながりだけではなく、それぞれの私立小学校に勤務する教職員が、私学人としての自覚をもち、お互いに協力結束して研究や研修に取り組んでいます。そして、すべての教職員は、将来子供たちがそれぞれの場所で活躍する時代にまで視線を向けて、新たな日本の小学校教育の構築をめざしています。これからも、小さくても日本の教育にとって大きな意味をもつ、日本私立小学校連合会であり続けます。

現在、わが国では「日本の将来を担う子供たちの教育の再生は、国の最重要課題」とし、法令改正や新たな施策が次々と実施に移されていますが、私立学校が国の主導する施策に自力で対応するには自ずと限界があります。公教育を担う機関として必要とされる教育環境の整備と教育活動が十分に成し得ますように以下の事項について、格別なご高配をお願い申し上げます。

〔要望事項〕

1. 私立小学校の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

昨年度から本年度にかけて私立小学校は全国で4校増えて、現在235校になり、日本私立小学校連合会には、そのうちの193校が加盟している。全国規模での活動と同時に、北海道・東北地区、関東地区、東京地区、西日本地区、九州地区の五つの地区に分けての活動を行っている。

全国規模の研究会等の活動と同時に、地区ごとの研修会等の活動も行っている。昨年度は会長として五つの地区の研修会にすべて出席し、各地区の教育の現状や、経営上の問題点などについて各校の校長等と直接話し合いをしてきた。

北海道・東北地区の私立小学校においては、東日本大震災直後に急速に児童数が減少し、その後さまざまな努力によって、徐々に回復傾向の学校もあるが、ある歴史ある私立小学校は、本年度の新入児童の入学を最後に、次年度からの児童の募集を停止し、6年後には廃校にすることを決定した。

また、他の地区においては、21世紀型の多様性に満ちた、より効果的な教育を行うためには、現在公立小学校が進めているように、クラスあたりの児童数を減少させる必要があるとの意見があった。しかし、児童数を減少させるためには、教員数を増やすか、入学者を減らすかという選択が必要であり、どちらにしても学費の値上げが必要になる。小学生の保護者の多くは若年齢であり、徴収する学費等にも限界があり、これ以上の学費値上げをすることは非常に難しい。

学校としての自助努力は十分に行うが、各学校の状況は非常に厳しいものがあるため、経営の基盤となる私立高等学校等経常費助成費等に対する補助の拡充強化をお願いしたい。

2. 施設設備の耐震化事業、安全対策費等に対する補助の拡充強化

東日本大震災からすでに8年が経過し、耐震工事を実施した私立小学校は多い。しかし、昨年度、大阪で発生した地震によるブロック塀の倒壊による児童の死亡事故などを目にとると、さらに十分な耐震対応の必要を感じている。より高い安全性を備えるための工事等に対しての補助の拡充をお願いしたい。

また、東日本大震災直後に設置したり購入した機器備品の老朽化が始まったり、購入時よりもはるかに優れた性能を持つ機器備品への買い替えが必要になってきている。学校の建物や周囲の安全性の向上や機器備品などに対する補助の拡大強化の継続をお願いしたい。

3. 私立小・中学校の児童・生徒への「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」の拡充強化と恒久的な対策について

平成29年度から令和3年度までの予定で実施されている「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」においては、平成29年度は、予測された2倍以上の申請者があったとの報道があった。しかし、平成30年度においては、条件の変更などにより、かなりの減少があったとのことである。

例えば、東京都私学部からの情報によると、平成29年度の東京都内の私立小学校に在籍している児童の保護者からの申請者数は772人あり、その中の736人が受給したとのことである。しかし、平成30年度における申請者数は236人であり、受給認定者数は215人となり、前年度よりも大きく減少している。条件の変更により、前年度の受給者の多くが受給できない状況にあったことが判明した。

上記「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」の実施に感謝しつつも、申請実態とその対応策を検証し予算額を確保されますように要望いたします。

また、各学校種の授業料無償化が開始される中で、本制度の支援上限額の増額とともに、年収水準の引上げや恒久的な公的支援制度の実施について検討をお願いしたい。

4. 教員の資質能力向上等のための補助金の拡充強化

全国の私立小学校には約 5,000 人の常勤教員がいる。そして、ほとんどの教員は公立小学校の教員とは異なり、他の学校に異動することなく終生を私立小学校の教員として過ごしている。そのことは学校にとってはもちろん、児童や保護者、さらに卒業生とのつながりにとって大きな利点となっている。

各学校における研究や研修などを増やすことも当然必要であるが、全国や都道府県ごとに私立小学校の各校の教員が合同で学ぶ研究会や研修会を増やし、私立小学校としての教育の基礎について学ぶ必要がある。また、令和 2 年度から施行される学習指導要領で実施が求められているプログラミング教育等の新しい教育に対応するため、今まで以上に教員の研修が必要になる。日本私立小学校連合会加盟校の教員に対し、合同の研修会や研究会を主催及び運営をしている団体等への補助金の拡充強化をお願いしたい。

5. 私立小学校教育の ICT 化支援の拡充

全国の小学校教育での ICT 化が急激に進んでいる中で、日本私立小学校連合会における研修会に加えて、私立小学校の教員たちが独自に立ち上げた ICT を活用した教育に関する研究会も頻繁に行われている。しかし、これらの研修会や研究会を通して、学校ごとに ICT 環境の差異が大きく、全般的には私立小学校の ICT 化が遅れていることが判明してきた。ICT 教育推進のための設備の充実に資する財源の補助の拡充と、それに伴うソフトの購入等に対する費用への支援の拡充をお願いしたい。

また、教員の長時間労働を少なくするための対応として、校務処理の ICT 化のハード及びソフト面での補助の拡充もお願いしたい。

6. 校庭、屋上などの大型遊具の設置・建設に関する補助金制度の新設

現在、小学生に必要な運動能力の中で、経験不足によってその能力を伸ばすことができないものがいくつもあると言われている。一生を支える身体力は、小学生の場合には体育の授業だけで育つものではなく、児童が自ら進んで行う遊びの中で身につくものである。そのために、児童が学校にいる時間の中で日常的な遊びを通して運動能力が身につくような校庭や屋上などに設置するアスレチックなどの大型の遊具が必要である。

アスレチック遊具設置等の補助については、「私立学校施設整備費補助金」があり、屋外教育環境整備として 500 万円以上の事業を対象にしている。しかし、この事業は私立幼稚園が対象であって私立小学校は対象外になっている。

児童の一生を支える体力の基本と運動能力の向上のために、小学生に適したアスレチック遊具等の設置を希望している私立小学校は多くあるが、設計や施工には多額の費用がかかるため、あきらめざるを得ない状況である。アスレチック遊具等の設置が児童の運動能力の向上、及び児童の協働的な活動に欠かせないものと考え、私立小学校への大型遊具の設置に関する補助金

制度の新設をお願いしたい。

7. 外国語教育の推進にかかわる外国人講師などの採用に対する補助の拡充

令和2年度から施行される学習指導要領では、3、4年生は外国語活動として、そして5、6年生は教科外国語として全国の小学校で開始される。

私立小学校ではすでに100年以上も外国語教育を行ってきた学校もあるが、これを機に、今までの自校の外国語教育について再確認や、さらにどのように推進していくべきかを検討している。そして、その検討や実践内容は自校のためだけではなく、全国の小学校の外国語教育の発展に活かせるものと信じている。

私立小学校の外国語教育をさらに充実させるためには、高い能力と豊富な教育経験をもつ、外国人講師などの招聘を行うことや、指導法や教材の開発が欠かせない。そのための資金の援助をお願いしたい。

【4】 令和2年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望（概要）

幼児教育の重要性を十分に踏まえた振興策の充実、我々私立幼稚園の永遠の願いであり、今回の幼児教育無償化の円滑な実施と幼児教育の質の向上に資する各般の施策の充実、幼児教育に対する公的支援における公私・幼保間の公費負担格差の是正が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和2年度の私立高等学校等経常費助成費補助（幼稚園分）等、子ども・子育て支援新制度等を含めた私立幼稚園関係予算の具体的要望は、次のとおりです。

I 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等

1. 私立高等学校等経常費助成費補助制度（一般補助）（幼稚園分）の充実
2. 同補助制度に関し、幼稚園教員の人材確保支援の拡充強化
3. 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園特別支援教育経費）に係る交付要件の緩和や専門家による巡回指導、あるいは特別支援教育支援員の配置等
4. 個人立・宗教法人立等の幼稚園に対する私学助成の特別補助制度の創設をめざして

II 子ども・子育て支援新制度、施設整備費関連等

1. 認定こども園への円滑な移行に向けた公定価格の改革（2号児増加による減収への対応）
2. 私立幼稚園施設整備費補助制度の充実
3. 子ども・子育て支援新制度の充実
4. 質の高い人材の確保
5. 子育ての支援充実
6. 被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成に対する支援

【５】 日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望

（要望の趣旨）

わが国の学校教育において、「私立学校」で学ぶ学生生徒等は極めて多く、個性豊かで多様性のある教育を通じて未来を担う人材を育成するなど、その果たすべき役割は重要です。少子化の進展により現下の私学の経営・教育環境が厳しくなる中、私学振興のために日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）が行う各事業の一層の充実のため、所要の予算措置等の拡充を要望いたします。

（要望の内容）

1. 大学等における修学支援について、令和２年度より授業料等減免費用に充てるための資金（以下、「減免資金」という。）を私立大学等に交付する業務を実施することから、減免資金の交付に必要な事務費の予算措置が講ぜられるよう要望いたします。
2. 私立学校施設の耐震化は、国公立学校に比べ依然として大きく遅れており、また、東日本大震災や平成２８年熊本地震など近年の震災において、未耐震化施設に甚大な被害が生じたことから、安全・安心な施設の整備のため、耐震化の早期完了が喫緊の課題となっています。このため、私立学校施設の耐震化の促進には、令和元年度末が期限とされている私立学校施設の耐震化事業に対する利子助成制度（最大２０年間）の継続が不可欠であり、当該制度を継続・拡充するとともに、老朽化が進む私立大学附属病院の建替え事業を促進するための利子助成制度（最大１０年間）についても継続・拡充されるよう要望いたします。また、私立学校に対する従前の貸付事業や私立学校教職員の研修事業への助成など私学事業団の事業目標達成のため、所要の財政融資資金が確保されるよう要望いたします。
3. 東日本大震災及び平成２８年熊本地震により被災した私立学校の復旧に向け、災害復旧支援融資が実施されておりますが、両震災が大規模災害であったことから、現在も復旧のための努力が続いています。このため、被害を受けた建物等の原形復旧事業や災害復旧経営資金を対象とする災害復旧支援融資制度が継続されるよう要望いたします。
4. 私立学校を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、私学事業団が実施する経営支援・情報提供事業は極めて重要です。特に、経営困難な学校法人に対する経営改善計画等の作成支援のための相談体制の充実が求められているところであり、それに対するより一層の支援を要望いたします。また、大学ポートレートにおいては、公表方法・内容の拡充、教育情報の分析結果の提供が必要なことから、引き続き支援を要望いたします。
5. 私学事業団の公的社会保険制度における役割の特質に配慮し、年金給付事業補助及び事務費補助並びに特定健康診査等補助に対する必要な予算額の確保、さらには都道府県補助金における地方交付税の措置が講ぜられるよう要望いたします。

【6】 一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望

（要望の趣旨・内容）

一般財団法人 私学研修福祉会は、私立学校教職員の資質向上を図るための研修事業を実施しております。この研修事業は、主に日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）の私立学校の施設整備等への融資事業による貸付利息等から生じた「前年度利益金」を原資とした「助成金」によりまかなわれております。

周知のことではありますが、近年における人口全体の減少傾向による少子化等の影響が予想されるなか、私立学校を取り巻く環境は厳しさを増しており、定員割れ等による経営困難校も年々増加しております。これによる私学事業団の貸付債権回収への影響、また、近年多発している自然災害による被害からの復旧に係る被災支援の長期低利融資の影響などによる収支の悪化から、私学事業団の利益金確保が困難な状況が続いています。

つきましては、予測不能なこれからの日本において、あらためて教育の質の向上が問われている中で、私立学校教職員の資質向上は、私学の振興はもとより、日本全体を担う人材の育成に繋がる重要な役割を果たしていることを十分にご理解いただき、これを目的とする研修事業の充実・継続のための安定的な財政基盤の強化・支援（財源確保）方策が講ぜられるよう強く要望いたします。

